

旅館業営業者 様

香川県健康福祉部生活衛生課長

旅館業法の改正について（お知らせ）

旅館業の施設において適時に有効な感染防止対策等を講ずることができるように、また、事業所譲渡に係る手続きを整備するために、旅館業法等の一部改正を行う法律が成立し、令和 5 年 12 月 13 日に施行されます。

改正については下記のとおりですが、詳しくは所管の保健所衛生課にお問い合わせください。

記

1 主な改正の内容

①カスタマーハラスメントへの対応について

- ・営業者は、宿泊施設に過重な負担となり、サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す迷惑客の宿泊を拒むことができるようになります。
- ・その場合、宿泊を拒んだ日時、拒否された者とその接遇の責任者の氏名、理由、経緯等を記載した書面等を作成し、3年間保存する必要があります。

②感染防止対策への協力の求め等について

- ・営業者は、特定感染症の国内発生期間に限り、宿泊者に対し、必要な限度で、特定感染症の感染防止対策への協力を求めることができます。

③差別防止の徹底等について

- ・営業者は、特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、特に配慮を要する宿泊者に対して特性に応じた適切な宿泊サービスを提供するため、従業員に対し必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととなりました。
- ・実際に宿泊を拒むかどうかの判断は、営業者に委ねられていますが、宿泊しようとする者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒まないようにすることとなりました。

④宿泊者名簿について

- ・宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が削除され、「連絡先」が追加されます。

### ⑤事業譲渡について

- ・事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継する手続きが整備されました。これに伴い、香川県でも条例や各様式等の改正を行いました。

## 2 添付資料（厚生労働省作成のリーフレット等）

- 「令和5年12月13日から旅館業法が変わります！（旅館業営業者の皆様へ）」
- 「令和5年12月13日から旅館業法が変わります！」（冊子）

## 3 厚生労働省のホームページ

- 改正旅館業法や指針、研修ツールについて

「令和5年12月13日から旅館業法が変わります！」

<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>

- 旅館業法の相談窓口について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00007.html)

- 旅館業法の研修ツールについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00006.html)

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部改正について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00005.html)

- 改正旅館業法に関する英語のページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00010.html)

- 事業譲渡に係る手続きの整備

[https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second\\_4.html](https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second_4.html)

（問合せ先）

東讃保健所衛生課	TEL : 0879-29-8270
小豆保健所衛生課	TEL : 0879-62-1374
中讃保健所衛生課	TEL : 0877-24-9964
西讃保健所衛生課	TEL : 0875-25-4383
健康福祉部生活衛生課	TEL : 087-832-3211